無断転載禁止

災害に備え、経営を守る！『中小企業防災・減災投資促進税制』で設備投資と事業継続力強化を両立

地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発し、企業の事前対策が重要になっています。「中小企業防災・減災投資促進税制」は、防災設備への投資を税制面から支援する制度で、令和9年度税制改正要望でも延長・拡充が求められています。

中小企業防災・減災投資促進税制とは？

防災・減災設備への投資を支援！

特別償却16%

通常の減価償却に加え、取得価額の16%を特別償却でき、税負担を前倒しで軽減できます。

目的	自然災害への事前対策を強化するための設備投資を後押し
対象	2027年3月31日までに事業継続力強化計画等の認定を受けた、青色申告を行う中小企業者等
適用対象期間	認定日から1年以内に対象設備を取得し、事業供用
対象設備	認定計画に記載された防災・減災設備

対象となる主な設備

減価償却資産の種類	取得価額要件	主な設備例
機械及び装置	100万円以上	自家発電設備、浄水装置、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置など
器具及び備品	40万円以上	自然災害等による事業への影響を軽減する機能を持つ設備
建物附属設備	60万円以上	照明設備、無停電電源装置、止水板、防水シャッターなど

ご注意 国・地方公共団体の補助金等を受けて取得する設備、中古設備、所有権移転外リース、消防法・建築基準法で設置が義務付けられた設備などは対象外です。

注目！令和9年度税制改正要望

経済産業省は、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、防災・減災設備への投資をさらに促進するため、本税制の延長・拡充を要望しています。

適用期限の2年間延長を要望
2027年3月31日までの適用期限を、2029年3月31日まで延長することを要望。

対象設備の追加等
台風や大雨などの災害に備える設備投資を後押しするため、対象設備の追加等を要望。

※上記は2026年10月時点の税制改正要望であり、今後変更される可能性があります。

制度活用までの4ステップ

① 計画の作成・認定申請
事業継続力強化計画等を作成し、所在地を管轄する経済産業局へ申請します。

② 経済産業大臣の認定
提出した計画について、経済産業大臣の認定を受けます。

③ 設備の取得・事業供用
認定日から1年以内に、計画に記載した対象設備を取得し、事業に使用します。

④ 税務申告
対象設備について、確定申告等で特別償却の適用を受けます。

災害への備えは、事業を守るための大切な経営投資です。防災・減災設備の導入を検討している場合は、対象要件や申請手続きを確認し、早めに準備を進めましょう。

税理士法人プロネットNext
（認定経営革新等支援機関）TEL:092-474-7838
〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-7-14

～認定支援機関で対応できます～
- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達　など

▲動画でも▲
ご視聴できます